

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事
工事地名	群馬県藤岡市譲原地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	12) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	利根川水系砂防事務所 工務課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026040002	14) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	砂防・地すべり等工事	17) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		18) 調 整 区 分	0
8) 工 期	229日間 自 令和 8年 5月11日 (当初) 至 令和 8年12月25日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	20) 現場管理費対象額	
10) 地 区	前橋・高崎地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	利根川上流	22) 処 分 費 等	0
		23) 公 告 日	令和 8年 3月 4日
		24) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 地すべり対策事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	--------------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
斜面对策			式	1		75,825,885			
砂防土工			式	1		8,801,806			
掘削工 (ICT)			式	1		4,534,740			
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット	m3	1,800	419.4	754,920			単-1号
転石破碎			m3	256	2,937	751,872			単-2号
粒径処理			m3	1,569	1,652	2,591,988			単-3号
積込 (ルース)		土砂	m3	1,800	242.2	435,960			単-4号
法面整形工 (ICT)			式	1		450,534			
法面整形 (切土部) (ICT)		れ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	510	883.4	450,534			単-5号
残土処理工			式	1		3,816,532			
整地		残土受入れ地での処理	式	1		227,340			内-1号
土砂等運搬		土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		3,563,010			内-2号

設計内訳書

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土砂等運搬	軟岩	式	1		23,760			内-3号	
積込(ルース)	土砂	式	1		2,422			内-4号	
法面工		式	1		64,541,570				
植生工		式	1		1,659,030				
植生基材吹付	7cm	m2	170	9,759	1,659,030			単-6号	
吹付工		式	1		1,272,320				
モルタル吹付	厚8cm	m2	112	11,360	1,272,320			単-7号	
アンカー工		式	1		61,610,220				
ラス張		m2	230	2,354	541,420			単-8号	
アンカー工材料費(アンカー)		式	1		11,140,000			内-5号	
削孔(アンカー)	杭径 115mm レキ質土	m	428	18,300	7,832,400			単-9号	
削孔(アンカー)	杭径 115mm 軟岩	m	546	22,120	12,077,520			単-10号	

設計内訳書

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理 (アンカー)	二重防食 複合PC鋼線より線束 設計荷重559.5kN	本	40	30,480	1,219,200			単-11号	
グラウト注入	σ ck=24N/mm2	m3	32	71,990	2,303,680			単-12号	
鋼製受圧板	2400×2400×211	基	40	662,400	26,496,000			単-13号	
応急処理工		式	1		645,000				
応急処理作業工		式	1		645,000				
応急作業		式	1		645,000			内-6号	
仮設工		式	1		1,837,509				
防護施設工		式	1		1,717,529				
切土(発破)防護柵		式	1		1,717,529			内-7号	
交通管理工		式	1		119,980				
交通誘導警備員		式	1		119,980			内-8号	
直接工事費		式	1		75,825,885				

設計内訳書

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		7,760,341			
共通仮設費			式	1		1,330,341			
運搬費			式	1		103,341			
仮設材運搬費			式	1		103,341			内-9号
技術管理費			式	1		598,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		598,000			内-10号
現場環境改善費 (率計上)			式	1		629,000			
共通仮設費 (率計上)			式	1		6,430,000			
純工事費			式	1		83,586,226			
現場管理費			式	1		23,771,000			
工事原価			式	1		107,357,226			
一般管理費等			式	1		19,552,774			

設計内訳書

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事価格		式	1		126,910,000				
消費税相当額		式	1		12,691,000				
工事費計		式	1		139,601,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書
整地

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	1, 800	126. 3	227, 340			
合 計					227, 340			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 軟岩 無し 11. 5km以下	m 3	10	2, 376	23, 760			
合 計					23, 760			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書
積込(ルーズ)

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	10	242. 2	2, 422			
合 計					2, 422			

一式当たり内訳書

アンカー工材料費(アンカー)

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
アンカー (材料費)	998m 1038m 6. 8m 35. 6kg 40組 40組	式	1		11, 140, 000			
合 計					11, 140, 000			

一式当たり内訳書

応急作業

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	25	25, 800	645, 000			
合 計					645, 000			

一式当たり内訳書

切土(発破)防護柵

第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	照明灯基礎 500φ2m以下	基	29	8, 225	238, 525			
切土及び発破防護柵の設置・撤去	設置撤去 油圧伸縮ｼﾌﾞ型 最大吊上能力12～13t吊 標準(1. 0)	m 2	220	5, 012	1, 102, 640			
土留材(板材)材料費	6ヶ月未満	m 2	220	1, 155	254, 100			
H形鋼杭賃料	H200 5. 5m/本 162日 無 無	本	29	4, 216	122, 264			
合 計					1, 717, 529			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	7	17, 140	119, 980			
合 計					119, 980			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 33. 3km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	15. 9	4, 990	79, 341			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	8	3, 000	24, 000			
合 計					103, 341			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	ﾊﾞｯｸｳｯﾄﾞ	式	1		598, 000			
合 計					598, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一1号	掘削(ICT)	土砂 オープンカット	単位	m3	数量	1	単価 419. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5, 000m3未満	m 3	1	419. 4	419. 4	
計						419. 4	
単価						419. 4	円／m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一2号	転石破碎		単位	m3	数量	1	単価 2, 937
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 (砂防)		転石 機械走行面より5m以内	m 3	1	2, 937	2, 937	
計						2, 937	
単価						2, 937	円／m3

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－3号	粒径処理			単位	m3	数量	1	単価	1, 652
名称			規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
粒径処理			80を超え100以下	m 3	1. 2	1, 376	1, 651. 2		
計							1, 651. 2		
単価							1, 652	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－4号	積込(ルース [*])	土砂	単位	m3	数量	1	単価	242. 2
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
積込（ルーズ）		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	242. 2	242. 2		
計						242. 2		
単価						242. 2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一5号	法面整形(切土部)(ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価 883. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形 (I C T)		切土部 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	883. 4	883. 4	
計						883. 4	
単価						883. 4	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一6号	植生基材吹付	7cm	単位	m2	数量	1	単価 9, 759
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械播種施工による植生工		植生基材吹付工 7cm 100m2以上250m2未満 無 無 無	m 2	1	9, 759	9, 759	
計						9, 759	
単価						9, 759	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一7号	モルタル吹付	厚8cm	単位	m2	数量	1	単価 11, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
モルタル吹付工		8cm 100m2以上250m2未満 無 無	m 2	1	11, 360	11, 360	
計						11, 360	
単価						11, 360	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一8号	ラス張		単位	m2	数量	1	単価 2, 354
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ラス張工 [市場単価]		250m2以上500m2未満 有	m 2	1	2, 354	2, 354	
計						2, 354	
単価						2, 354	円／m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	削孔(アンカー)	杭径 115mm レキ質土	単位	m	数量	1	単価	18, 300	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
削孔 (アンカー)		無し(クローラ型) 115mm レキ質土	m	1	18, 300	18, 300			
計						18, 300			
単価						18, 300	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	削孔(アンカー)	杭径 115mm 軟岩	単位	m	数量	1	単価	22, 120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
削孔 (アンカー)		無し(クローラ型) 115mm 軟岩	m	1	22, 120	22, 120		
計						22, 120		
単価						22, 120	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一11号	アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)	二重防食 複合PC鋼線より線束 設計荷重559.5kN	単位	本	数量	1	単価 30,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)		二重防食 複合PC鋼線より線束 10mを超える 400≦f<1300kN 有り	本	1	30,480	30,480	
計						30,480	
単価						30,480	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一12号	グラウト注入	$\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$	単位	m3	数量	1	単価 71,990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
グラウト注入（アンカー）			m 3	1	71,990	71,990	
計						71,990	
単価						71,990	円／m3

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一13号	鋼製受圧板	2400×2400×211	単位	基	数量	10	単価	662, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼製受圧板設置		2400×2400×211	基	10	579, 100	5, 791, 000		
ざぶとん材設置			基	10	83, 270	832, 700		
計						6, 623, 700		
単価						662, 400	円／基	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 7cm 100m2以上250m2未満 無 無 無	単位	m 2	数量	1	単価 9, 759
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（植生基材吹付）		厚 7 c m	m 2	1	9, 759. 12	9, 759	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						9, 759	
単価						9, 759	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	モルタル吹付工	8cm 100m2以上250m2未満 無 無	単位	m 2	数量	1	単価 11, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（モルタル吹付）		厚 8 c m	m 2	1	11, 357. 95	11, 357	
諸雑費（まるめ）			式	1		3	
計						11, 360	
単価						11, 360	円／m 2

参考資料 (1)

單個使用年月	2026. 04
步掛使用年月	2026. 04
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鋼製受圧板設置	2400×2400×211	単位	基	数量	10	単価	579, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 77	32, 946	25, 368		
	法面工		人	0. 77	34, 068	26, 232		
	普通作業員		人	1. 54	25, 806	39, 741		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 77	53, 200	40, 964		
	鋼製受圧板（材料）	2400×2400×211	基	10	565, 000	5, 650, 000		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		8, 695		
	計					5, 791, 000		
	単価					579, 100	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ざぶとん材設置		単位	基	数量	10	単価	83, 270
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ざぶとん材設置		基	10	4, 710	47, 100		
	セメントミツ注入		m3	3. 93	35, 060	137, 785		
	ざぶとん材（材料）		組	10	50, 400	504, 000		
	注入材		m 3	3. 93	36, 600	143, 838		
	計					832, 723		
	単価					83, 270	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	普通作業員		単位	人	数量	1	単価	25, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	1	25, 806	25, 806		
	計					25, 806		
	単価					25, 800	円／人	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	床掘り	照明灯基礎 500 φ 2m以下	単位	基	数量	10	単価	8, 225
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	0. 9	25, 806	23, 225		
	トラック式アースオーガ [建柱車]	オーガ径 φ 4 5 0 mm 吊能力 2. 0 t	時間	7	8, 431	59, 017		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					82, 250		
	単価					8, 225	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	切土及び発破防護柵の設置・撤去	設置撤去 油圧伸縮ｼﾌﾞ型 最大吊上能力12～13t吊 標準(1. 0)	単位	m 2	数量	100	単価	5, 012
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	切土及び発破防護柵の設置	油圧伸縮ｼﾌﾞ型 最大吊上能力12～13t吊 標準	m 2	100	3, 040	304, 000		
	切土及び発破防護柵の撤去	油圧伸縮ｼﾌﾞ型 最大吊上能力12～13t吊 標準	m 2	100	1, 972	197, 200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					501, 200		
	単価					5, 012	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
	土留材（板材）材料費	6ヶ月未満	単位	m 2	数量	10	単価	1,155	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土留材（板材）		雑矢板 2.0m×3～4.5cm×12cm	m 2	10	1,155	11,550			
諸雑費（まるめ）			式	1		0			
計						11,550			
単価						1,155	円／m 2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	H形鋼杭賃料	H200 5.5m/本 162日 無 無	単位	本	数量	1	単価	4, 216
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
H形鋼（杭用）		2 0 0 型（4 9 . 9 k g／m）	t	0. 274	15, 390	4, 216		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 216		
単価						4, 216	円／本	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 17, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	17, 136	17, 136	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						17, 140	
単価						17, 140	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 33. 3km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価 4, 990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分B		製品長12m以内 40kmまで	t	1	4, 990	4, 990	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						4, 990	
単価						4, 990	円／t

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み，取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価 3, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み，取卸し費（仮設材等）			t	2	1, 500	3, 000	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						3, 000	
単価						3, 000	円／t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価 598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000	
計						598, 000	
単価						598, 000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ざぶとん材設置		単位	基	数量	10	単価	4, 710
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 56	32, 946	18, 449		
	普通作業員		人	1. 11	25, 806	28, 644		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					47, 100		
	単価					4, 710	円／基	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	セメント注入		単位	m3	数量	10	単価	35, 060
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	3. 3	32, 946	108, 721		
	特殊作業員		人	3. 3	27, 642	91, 218		
	普通作業員		人	3. 3	25, 806	85, 159		
	諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		65, 502		
	計					350, 600		
	単価					35, 060	円／m3	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	トラック式アースオーガ [建柱車]	オーガ径φ 4 5 0 mm 吊能力 2. 0 t	単位	時間	数量	1	単価	8, 431
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0. 17	28, 458	4, 837		
	軽油		L	4. 3	136	584		
	トラック式アースオーガ [建柱車]	オーガ径φ 4 5 0 mm 吊能力 2. 0 t	時間	1	3, 010	3, 010		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					8, 431		
	単価					8, 431	円／時間	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	切土及び発破防護柵の設置	油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力12～13t吊 標準	単位	m ²	数量	100	単価 3, 040
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	1. 429	32, 946	47, 079	
	とび工		人	1. 429	28, 560	40, 812	
	普通作業員		人	2. 857	25, 806	73, 727	
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力12～13t吊	日	1. 429	44, 400	63, 447	
	高所作業車運転		日	1. 429	42, 850	61, 232	
	諸雑費（率＋まるめ） 11%		式	1		17, 703	
	計					304, 000	
	単価					3, 040	円／m ²

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	切土及び発破防護柵の撤去	油圧伸縮ｼﾌﾞ型 最大吊上能力12～13t吊 標準	単位	m 2	数量	100	単価	1, 972
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 917	32, 946	30, 211		
	とび工		人	0. 917	28, 560	26, 189		
	普通作業員		人	1. 835	25, 806	47, 354		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ｼﾌﾞ型]	最大吊上能力1 2 ～ 1 3 t 吊	日	0. 917	44, 400	40, 714		
	高所作業車運転		日	0. 917	42, 850	39, 293		
	諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		13, 439		
	計					197, 200		
	単価					1, 972	円／m 2	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	高所作業車運転		単位	日	数量	1	単価	42, 850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28, 458	28, 458		
	軽油		L	24	136	3, 264		
	高所作業車（トラック架装リフト車）	[ブーム型・標準デッキタイプ] 最大地上高12m	日	1. 07	10, 400	11, 128		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					42, 850		
	単価					42, 850	円／日	

R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	75,825,885
(2)共通仮設費 -----	7,760,341
(3)純工事費 -----	83,586,226

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	23,771,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	107,357,226
----------------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額) -----	19,552,774
-----------------------	------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	0
------------------	---

(10)工事価格 -----	126,910,000
----------------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	12,691,000
------------------	------------

(12)請負工事価格 -----	139,601,000
------------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	126,910,000
-------------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	126,742,000
------------------	-------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	115,220,000
--------------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) -----	19,560,486
------------------------	------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事			合算工事： 0			
対象工事費	75,825,885	直接工事費	75,825,885	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		75,825,885	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		75,825,885		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.31 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		8.48 %	(8.31% × 週休1.02)			
計上額		6,430,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	75,825,885	直接工事費	75,825,885		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	75,825,885	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.83 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.83 %				
計上額	629,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	701,341				
運搬費	103,341	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	598,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					7,760,341

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	83,586,226	単独（追加工事）直接工事費	75,825,885	単独（追加工事）共通仮設費	7,760,341
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	83,586,226	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	83,586,226		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	27.61％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	28.44％（27.61％×週休1.03）		0％		
計上額	23,771,000		0		0
			4,759,125（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川水系砂防事務所 工務課	工事番号	2026040002	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				砂防・地すべり等工事

工事原価	107,357,226				
純工事費	83,586,226	現場管理費	23,771,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	107,357,226	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	107,357,226	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	107,357,226				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.18 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	19,552,774				
業務委託料等	0				
調査基準価格	126,742,000				
調査基準価格の100/110	115,220,000	（ 90.79 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
斜面对策		式		1		
砂防土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット	m3		1,800		
転石破碎		m3		256		
粒径処理		m3		1,569		
積込 (ルース)	土砂	m3		1,800		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		510		
残土処理工		式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬	軟岩	式		1		
積込(ルース)	土砂	式		1		
法面工		式		1		
植生工		式		1		
植生基材吹付	7cm	m2		170		
吹付工		式		1		
モルタル吹付	厚8cm	m2		112		
アンカー工		式		1		
ラス張		m2		230		
アンカー工材料費(アンカー)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
削孔 (アンカー)	杭径 115mm レキ質土	m		428		
削孔 (アンカー)	杭径 115mm 軟岩	m		546		
アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理 (アンカー)	二重防食 複合PC鋼線より線束 設計荷重559.5kN	本		40		
グラウト注入	$\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$	m ³		32		
鋼製受圧板	2400×2400×211	基		40		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
防護施設工		式		1		
切土 (発破) 防護柵		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和 7 年度

R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

国土交通省

利根川水系砂防事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 条 適用(共通仕様書 1-1-1-1)

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目及び明示事項」に記載のとおりにする。
4. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については、以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第 2 条 主任技術者等(契約書 第10条)

本工事の主任技術者または監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。
4. なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付。)とする。
5. 主任技術者または監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 2 号の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例 2 号の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、1 級施工管理技士補または 1 級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は専任特例 2 号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例 2 号の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
なお、専任特例 1 号の監理技術者または主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。ただし、同一或いは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについてはこれら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 専任特例 2 号の監理技術者が兼務できる工事は群馬県の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例 2 号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例 2 号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場

に専属の者とする事。」とされていることから施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(1級施工管理技士等の国家資格者合格証の写しなど)
- 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書またはこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
- 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ(CORINS)への登録(共通仕様書 1-1-1-7)

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は工事受注後または施工中において、当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとし、余裕期間を含まないことに留意するものとする。

第6条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点	群馬県藤岡市譲原	緯度	36° 7' 44"	経度	139° 1' 51"
終点	群馬県藤岡市譲原	緯度	36° 7' 44"	経度	139° 1' 51"

第7条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、入札公告1. 工事の概要(3) 工事内容及び(4) 工事概算数量を参考にする事。

第8条 コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名及びテクリス番号を登録すること。設計業務名及びテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名：H25譲原地すべり柵ヶ舞地区対策工設計業務 (テクリス番号：4015527345)

第9条 施工体制台帳(共通仕様書 1-1-1-12)

工事成績優秀企業に認定され認定有効期限内に工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む。)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可。)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 土木工事 土木工事 土木工事

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事)(共通仕様書 1-1-1-15)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い検査を受けなければならない。

なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可。)に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局または利根川水系砂防事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、または工事コスト調査資料の提出が無い場合には工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については工事コスト調査終了後に工事成績評点を通知する。
 - (5) 公表資料は、以下のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第11条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については発注者の負担によるものとする。

第12条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① アンカー工

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式－15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は改めて受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については検査時その他の場合においても紙での提示、提

出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査(共通仕様書 1-1-1-3)

発注者は設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は設計変更の対象とする。

なお、設計変更の対象については「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和6年3月版)に基づき実施すること。

2. 受注者は本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.6)

令和6年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については監督職員の確認を得たうえで決定すること。

4. 受注者はサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①. 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②. サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③. ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、または復旧若しくは処理対応が不適切な場合には受注者はサービス提供者と協議のうえ、情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」(以下「三者会議」という。)の対象工事では無いが、受注者が「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者(工事受注者)の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。受注者は「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては「設計・施工技術連絡会議(「三者会議」)運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第17条 設計審査会の設置

本工事は発注者と受注者が一堂に会して現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下「審査会」という。)の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)に掲載している工事環境改善実施要領に基づき監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第19条 ワンデーレスポンス(共通仕様書 1-1-1-4)

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等への回答は基本的に「その日の内」

に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合はいつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日の内」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は以下によるものとする。

- ①. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②. 受注者は工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに事務所長へ直接または契約担当課長経由で書面によりその旨を報告することができる。

第21条 設計変更等(共通仕様書 1-1-1-17)

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によることとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた場合に相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土等の主要工事材料も対象となるので物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

- (1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

方法	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
----	------	--	--

2. 受注者は特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第25条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者はコンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備及び管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。
なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第26条 施工管理(共通仕様書 1-1-1-26)

1. 本工事の施工管理は関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。
なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については監督職員と協議のうえ施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。
なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第27条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では以下の1～4の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者はデジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下「写真管理基準」という。)[「2-2撮影方法」]に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し工事着手前に本工事での使用

機器について提示するものとする。使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は写真管理基準(令和6年3月)「2-2撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により対象機器の使用が困難な工種については使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)(以下「デジタル写真管理情報基準」という。)に準ずるが、同条2に示す小黑板情報の電子的記入については写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は同条2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黑板情報電子化写真」という。)を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に受注者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。また、提出された信憑性確認の結果を監督職員が確認することがある。下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第28条 ICT活用工事(土工数量1,000m³以上)について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は土工を含む工事とする。

- ①. 3次元起工測量
- ②. 3次元設計データ作成
- ③. ICT建設機械による施工
- ④. 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤. 3次元データの納品

3. 受注者は特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記2.(2)①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実

施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①. 3次元起工測量

受注者は3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。起工測量にあたっては標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては監督職員と協議のうえ、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

②. 3次元設計データ作成

受注者は5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③. ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用いて以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては国土地理院の電子基準点の他、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。ただし、現場条件により③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④. 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。また、土工における出来形管理にあたっては以下1)～4)を原則とするが現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。ただし、以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は監督職員との協議のうえ、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたって、受注者は河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わり、その都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は監督職員と協議のうえ、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤. 3次元データの納品

5. ①及び②、④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工(掘削工、盛土工、法面整形工)において、3次元計測技術を用いて出来形管理(面管理)を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第29条 ICT活用工事(法面工)について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は法面工等を含む一般土木工事とする。

- ①. 3次元起工測量
- ②. 3次元設計データ作成
- ③. 該当なし
- ④. 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤. 3次元データの納品

3. 受注者はICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記2. (2)①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし、法面工等について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①. 3次元起工測量

受注者は3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。また、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員と協議のうえ、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量

- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- ②. 3次元設計データ作成

受注者は5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。また、3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うがICT法面工の施工管理においては3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては出来形計測時に用いる設計値は従来通りとし3次元設計データの作成は必須としない。
- ③. 該当なし
- ④. 3次元出来形管理等の施工管理
 - (1) 出来形管理

法面工等の施工管理において以下1)～7)の技術から選択(複数選択可)して出来形計測を行うものとする。また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

 - 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
 - 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
 - 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議のうえ、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよい。
 - (2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は上記(1)で定める計測技術を用いて、以下1)の出来形管理要領によるものとする。

 - 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
 - (3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。
- ⑤. 3次元データの納品

5. ①及び②、④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

図面とは入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第31条 ICT活用工事(砂防土工)の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。
 - 1) ICT活用工事(土工1,000m³以上)積算要領
 - 2) ICT活用工事(土工1,000m³未満)積算要領

- 3) ICT活用工事(砂防土工)積算要領
4) ICT活用工事(河床等掘削)積算要領
実施した場合は、以下の(1)及び(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。
- (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。
なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。
- (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用
出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/㎡以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。
なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
・共通仮設費率補正係数：1.2
・現場管理費率補正係数：1.1
上記費用の対象となる出来形管理は、下記の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。
- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
2. ICT建設機械による施工については、全土工数量分見込んでいるが現場条件により従来型建設機械による施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械(ICT建設機械、通常建設機械)の稼働実績を用いて算出するものとする。受注者はICT施工に要した建設機械(ICT建設機械、通常建設機械)の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。
なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては全施工数量の50%を「掘削(砂防) [ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。
3. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第32条 ICT活用工事(法面工)の費用について

1. 受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までにICT活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき(1)及び(2)により費用を設計変更の対象とする。
- 1) ICT活用工事(法面工)積算要領
- (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。
なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。
- (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用
出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」の設計変更の対象とする。費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。
なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は

3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
ただし、法面工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・ 共通仮設費率補正係数：1.2

・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については計上しない。

5) TS等光波方式を用いた出来形管理

6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第3 3条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。施工者は工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとするが、調査費用については当初は計上していないため設計変更の対象とする。

第3 4条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式(洋風)便器

(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む。)

(3) 臭い逆流防止機能

(4) 容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、または荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする。)

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置。)

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積ではない。)

(13) 擬音装置(機能を含む。)

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)*までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)*より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行

わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することが出来る。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

第35条 工事中の安全確保(共通仕様書 1-1-1-30)

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①. 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②. 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③. 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所1人とし、1箇所計上するものとする。

ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・平成28年3月)に基づいて、UAV等を使用すること。

第36条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ①. 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
- ②. 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から

最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

- ③. 夜間工事については作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、または暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%)＝真夏日率×1.2(真夏日補正係数)

第37条 安全管理推進技術者等認定について

1. 関東地方整備局(港湾・空港部・営繕部関係を除く)が発注した工事(以下「直轄工事」という。)において、無事故で完成させた技術者に対して「安全管理推進技術者」(以下「認定技術者」という。)として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く。)に従事した者。

なお、「安全管理担当者」とは施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で現場代理人または主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて認定技術者として過去5回認定された者については「優秀安全管理推進技術者」(以下「優秀認定技術者」という。)として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」(以下「認定ロゴマーク」という。)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用(印刷、シール)することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または不正による認定取得が確認された場合については認定を取り消す。

第38条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級または2級検定に合格した者)または経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第39条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第40条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月 関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第41条 特定調達品目の調達実績の調査について(共通仕様書 1-1-1-34)

受注者は本工事の資材、建設機械の使用にあたっては必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下「特定調達品目」という。)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には監督職員と協議するものとする。

受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第42条 建設機械の使用(共通仕様書 1-1-1-34)

受注者は本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第43条 交通安全管理・工事現場管理(共通仕様書 1-1-1-36)

受注者は工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第44条 工事現場の現場環境改善(共通仕様書 1-1-1-30)

1. 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には監督職員と協議するものとする。
2. 現場環境改善費として実施する内容は下表のとおりとする。

項 目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、 2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、 2. 盗難防止対策(警報機等)
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、

	7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献
--	--

- (1) 仮設備関係：上表より1項目を実施するものとする。
- (2) 営繕関係：上表より1項目を実施するものとする。
- (3) 安全関係：上表より1項目を実施するものとする。
- (4) 地域連携：上表より2項目を実施するものとする。
3. 現場環境改善は具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率計上)の50%を上限として設計変更の対象とする。
5. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

第45条 工期・工期変更(共通仕様書 1-1-1-18)

1. 工期は雨天、休日等97日を見込み、契約の翌日から令和8年12月25日までとする。
 なお、休日には日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には施工に必要な実日数(実働日数)に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率(猛暑日補正あり、実働工期日数に休日と天候等による作業不応日※を見込むための係数)	0.44

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。
 なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
 また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

第46条 工事工程クリティカルパスの共有(共通仕様書 3-1-1-2)

受注者は現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む。)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合はその事項の処理対応者(「発注者」または「受注者」)を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①. 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②. 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③. 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④. 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤. その他、特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第47条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに設計審査会等において、工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

3. 設計審査会等において発注者が開示した工事工程表(別紙ー5)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第48条 週休2日の対応(完全週休2日(土日)(受注者希望方式))(共通仕様書 1-1-1-28)

1. 本工事は監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)(受注者希望方式)」の試行工事である。
受注者は工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断のうえ、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 週休2日
 - ①. 完全週休2日(土日)
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ②. 月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。
 - (2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間の他、発注者が予め対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - (3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は週休2日工事の対象期間外とする。また、1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
 - ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
 - ・変更した就業規則
4. 現場閉所を行うときは監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は連絡は不要である。
 - ①. 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ②. 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
 - ③. 官公庁の休日の場合完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は協議により、同一の週に代替休日を設定すること。
なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。
5. 監督職員は受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除して変更する。

完全週休 2 日(土日)の取組を希望しない場合は月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は補正係数を除して変更する。

第 4 9 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。著しい悪天候とは当該工事の工期月の雨休率が直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。工期月とは工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの工期の延長変更請求時までにかかる月をいう。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。
なお、本工事の降雨降雪日は、神流川(気象庁)観測所(気象庁のデータ)における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 5 0 条 施工時期及び施工時間(共通仕様書 1-1-1-40)

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての作業	8:00~17:00

上記については積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第 5 1 条 工事支障物件

本工事の範囲内に設置されている利根川水系砂防事務所が所管する地すべり観測施設についての撤去、移設、防護及び復旧は、観測業務の受注者が行う。
なお、撤去日等の調整は、契約後に行うものとする。

第 5 2 条 概算・概略数量

本工事の残土処理工は、概略数量を示したものであり詳細については監督職員の指示によるものとする。概略としている内容は、「第 8 1 条 建設発生土の受け入れ地」に関するものである。

第 5 3 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は新技術活用の促進を図ることを目的とした新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①. 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②. 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③. 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術または同程度以上と見込まれる技術
 - ④. 実用段階に達していない技術または要素技術など研究開発段階にある技術であって、国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - (1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - (2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - (3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
 - (4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」及び「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 4 条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 5 3 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把

握のうえ、新技術を原則1つ以上選定し、監督職員の承諾を得たうえで活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は選定した新技術が第53条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)のいずれの新技術であるか確認できるよう施工計画書に記載する。
4. 当該技術については設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は設計変更の対象としない。
5. 受注者は試行現場照会中の技術を活用する場合において、当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。
なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第55条 建設現場の遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R 5.3」を参考に実施するものとする。
URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>
2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については受発注者間にて協議のうえ、適用する工種・確認項目を選定することとする。
3. 実施内容
 - (1) 段階確認・材料確認、立会での確認
 - ①. 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声(Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
 - ②. 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管(従来の立会資料の管理と同様。)する。
 - (2) 動画撮影
動画撮影は撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手を持って歩きながらの撮影)での撮影はしないこと。動画撮影は静止して撮影または撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。
 - (3) 機器の準備
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。
なお、配信に利用するシステムは「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム(teams、zoom等)」等、何れのシステムを利用してよい。
 - (4) 遠隔臨場を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
 - (5) フォローアップ調査
工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。
 - (6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするがやむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合はその購入費に機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討のうえ、監督職員と協議を行うものとする。

第56条 建設現場の遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者(監督職員及び検査職員)における「現場実地(現場臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。

なお、遠隔臨場による工事検査は「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を遠隔臨場による工事検査の対象とする。

なお、全ての検査を対象とするが現場条件や「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。

なお、遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」7.3 検査項目の適応性を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)により取得した映像及び音声 Web会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査に掛かる費用については、受発注者間の協議を踏まえ技術管理費に積み上げ計上する。

なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」(令和3年9月30日国不建第273号)等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第57条 契約後V E方式の定義

「V E提案」とは契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について受注者が発注者に行う提案である。

第58条 契約後V E提案の意義及び範囲

1. 受注者がV E提案を行う範囲は設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案はV E提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
 - (3) 提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

第59条 契約後V E方式の提案書の提出

1. 受注者は前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む。)
 - (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は前項のV E提案を契約の締結日より当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。
4. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第60条 契約後V E方式の提案の審査

提出されたV E提案は施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについてはV E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第61条 契約後V E方式の提案の採否等

V E提案の採否について、原則としてV E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合にはその理由を付して通知するものとする。

第62条 契約後V E方式の提案を採用した場合の設計変更等

1. V E提案を採用した場合において、必要があるときは発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
4. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

なお、V E管理費については原則として変更しないものとする。

第63条 契約後V E方式の提案の活用と保護

評価の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意するものとする。

第64条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容

工事契約後、受注者は当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施す

ることができる。本取組みを実施する場合は施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

なお、期待される効果等について人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。また、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第53条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第65条 CCUS活用工事(受注者希望方式)(試行)

1. 本工事は建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行工事である

2. 受注者はCCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して自主的にCCUS活用に取り組む旨を協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～10は適用しないものとする。

3. 受注者はCCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

- ・技能者：下請企業の従業員で建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報、または建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数/下請企業の数

- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数/技能者の数

- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数

- ・平均登録事業者率：以下5に定める計測日にて計測された登録事業者率の平均値

- ・平均登録技能者率：以下5に定める計測日にて計測された登録技能者率の平均値

- ・平均就業履歴蓄積率：以下5に定める計測日にて計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測(以下「計測日」という。)することとする。具体的な計測日は受発注者の協議のうえで決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は工事完了前に計測日を1回設けることとする。

なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。ただ監督職員より別途指示するものとする。

6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上(以下「目標基準」という。)を全て達成した場合は発注者は審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は発注者は審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

8. 受注者は本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

9. CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

なお、費用計上にあたっては監督職員と協議することとする。

①. カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として支出実績に基づき費用を計上するものとする。原則として1工事あたり2台を上限とするが施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い必要と認められる場合は2台を上回る費用を計上することができるものとする。この他、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点からリースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。

②. 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. CCUSモデル工事の実態把握のための調査を別途依頼した場合はこれに協力すること。

第6条 出来高部分払方式

本工事の部分払は短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html参照〕に基づき行うものとする。

第7条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費(以下「賃金・労働時間等」という。)の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別(以下、「工種等」という。)を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等により調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は提出された資料をもとに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者(注文者)、下請業者(使用者)に通知するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

(基本的事項)

第68条 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第69条 受注者はこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第70条 受注者はこの契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、予め本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第71条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

(複写等の禁止)

第72条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第73条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

第74条 受注者は個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第75条 受注者はこの契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄または消去など別の方法を指示したときは当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示または承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書(別紙-2)を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

第76条 発注者は受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

(管理体制の整備)

第77条 受注者はこの契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第78条 受注者は従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土 工

第79条 伐開・除根(共通仕様書 1-2-3-1)

発生材については関係法令等を遵守し、適切(処分場等)に処理するものとする。

第80条 土の分類(共通仕様書 1-2-3-1)

本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

土砂：レキ質土
岩：軟岩

第81条 建設発生土の受け入れ地

建設発生土の受入地は藤岡市所有の藤岡市保美地区ストックヤードとし、運搬距離は $L=10.7$ kmを見込んでいる。

なお、詳細な位置、整地及び後片付け等については、監督職員の承諾を得るものとする。

1. 発生土の受け入れ場所は、藤岡市保美地区(運搬距離 $L=10.7$ km)とする。
2. 発生土の受け入れ条件(小割、仮置き等)は、次のとおりとする。

1) 土の条件

粒径については、概ね 20 cm 以下とする。

なお、粒径により破碎の必要が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

2) 受け入れ時間

8時30分～17時00分

3. 藤岡市へ提出する搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

4. 受け入れ地での処理方法は、工事契約後に監督職員が行う藤岡市との協議により決定するため、当初設計では整地を見込んでいる。

5. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

受注者は本工事から建設発生土を他の市町村へ 100 m^3 以上搬出する場合は、別紙様式ー8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事受注者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期(搬出期間)
8. 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量

第4章 無筋・鉄筋コンクリート

第82条 グラウンドアンカー工

1. グラウト材の配合は、下記を標準とする。

セメント (JIS R 5210)	水セメント比	混和剤
$1,230\text{ kg/m}^3$ (12.07 kN/m^3)	50～55%	必要に応じて使用

2. グラウトの強度

アンカーの緊張時における、アンカー体に用いるグラウトの設計基準強度は、 24 N/mm^2 以上とする。なお、強度は現場養生した供試体の圧縮強度試験により推定してもよい。

3. アンカーの施工については、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」(地盤工学会 平成24年6月改訂)によるものとする。

第83条 モルタル

小段部の吹付工用モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントで強度は 18 N/mm^2 以上とする。

第2編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第 8 4 条 現場技術員(共通仕様書 3-1-1-3)

本工事は現場技術員の配置対象工事であり現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。また、本工事を担当する現場技術員の氏名は別途監督職員より通知する。

第 8 5 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は施工体制の点検を行う者で指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は映像により点検が可能な項目は必要に応じ工事の受注者が導入しているWeb会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会いや打合せ等においてWeb会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は従来通り、現地で点検する。

第 8 6 条 品質証明(共通仕様書 3-1-1-6)

本工事は品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 1 2 によるものとする。

第 8 7 条 工事完成図書の納品(共通仕様書 3-1-1-7)

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書の電子納品等要領(令和6年3月)」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 8 8 条 中間技術検査(共通仕様書 3-1-1-8)

1. 本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は 2 回以上を原則とする。
なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては減免することが出来るものとする。ただし、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は完成、既済部分(完済を含む。)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は監督職員が選定するものとし、監督職員は受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は上記を標準として実施することとするが中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 8 9 条 検査書類限定型工事

1. 本工事は検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受

- 注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。
- ①. 施工計画書
 - ②. 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)
 - ③. 工事打合せ簿(協議)
 - ④. 工事打合せ簿(提出)
 - ⑤. 工事打合せ簿(承諾)
 - ⑥. 出来形管理図表
 - ⑦. 品質管理図表
 - ⑧. 品質規格証明資料
 - ⑨. 品質証明書
 - ⑩. 工事写真
- なお、以下の工事については対象外とする。
- ・「低入札価格対象工事」または「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第90条 ウィルス対策

受注者は電子納品時のみならず監督職員に工事に関する事項について、電子データを提出する際にはウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第 1 章 一 般 施 工

第91条 工事用道路(共通仕様書 3-2-10-2)

1. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
なお、補修は設計変更の対象とする。
2. 既設工事用道路を使用する前に路面の状態等を確認・記録し、監督職員に提出するものとする。
なお、工事用道路の補修を行う場合には速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
3. 工事用道路は、工事期間中適切な管理を行い利用するものとする。
4. 工事用道路は、工事終了後も引き続き他の工事で使用するので存置するものとする。
なお、存置範囲等の詳細については監督職員と協議するものとする。

第92条 仮設工(共通仕様書 3-2-10-5、3-2-10-11)

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

第 3 編 砂 防 編

第 1 章 砂 防 堰 堤

第93条 応急処理工

1. 応急処理工の詳細は監督職員より指示するものとする。
2. 当初設計における応急処理工の費用は工事完了時までの概算数量を見込んでいる。各作業における作業実績は作業が完了後監督職員に報告するものとし、作業実績に応じて変更契約で費用を計上する。
 - ・当初計上数量 普通作業員 25人日

そ の 他

第94条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、予めその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第95条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については以下によることとする。

- ①. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日(閉庁日)の夜間に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は開庁日に速やかに監督職員へ報告。
※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し、建設工事現場の点検を行うこと。
- ②. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。
夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第96条 現場除雪

受注者は当該工事の施工に必要な範囲の除雪作業が必要になった場合、除雪の実施方法及び処理方法等について監督職員と協議するものとする。本費用については契約変更の対象とする。

第97条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は工事の安全確保に支障のない範囲において当該工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第98条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合には速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第45条 第45条
工事用道路関係	■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第91条 第91条
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第81条
その他	■ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。	第81条

概略工事工程表

工事名：R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事

工種		単位	数量	R8年度								備考 (パーティ(pt)数等)			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月		
余裕期間		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能											
準備		式	1												・30日間
砂防土工		式	1												・掘削工(1pt)
法面工		式	1												・植生基材吹付工(1pt) ・モルタル吹付工(1pt)
アンカー工		式	1												・アンカー工(1pt)
仮設工		式	1												・仮設防護柵工(1pt)
片付け		式	1												・20日間
制約条件	お盆		—											・8月中旬	
			—												
			—												
			—												

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

位置図 S=1:50,000

工 事 名	R7 栢ヶ舞地区アンカー工事			
図 面 名	位 置 図			
年 月 日	令和 8 年 3 月 日			
縮 尺	1:50,000	図面番号	13 葉之内 1	
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設 計
会 社 名				
事務所名 国土交通省 利根川水系砂防事務所				

工 事 名		R 7 栢ヶ舞地区アンカー工事					
図 面 名		位 置 図					
年 月 日		令和 8 年 3 月 日					
縮 尺		1:50,000		図面番号		1 3 葉之内 1	
所 長		副 所 長		課 長		係 長	設 計
会 社 名							
事務所名		国土交通省 利根川水系砂防事務所					

法面工 平面図 S=1:250

工事範囲 L=108.38m

アンカー (7×φ11.1) Td=559.5kN/本、n=40本 (φ3.0m)

受圧板 (2.40×2.40×φ.21) φ3.0、n=40基、ラス金網張り (φ2.50×50) A=230m²

小段部モルタル吹付 (t=30mm) A=112m²

植生基材吹付 (t=7cm) A=166m²

始点 NO.0+10.17

終点 NO.5+18.55

藤岡市

譲原

至 下久保ダム

市道地石 4.16.9号

至 藤岡

本図面は縮小図のため
数値は表示と異なり得ます。

凡 例

■	今回施工分
■	既 設
□	
□	

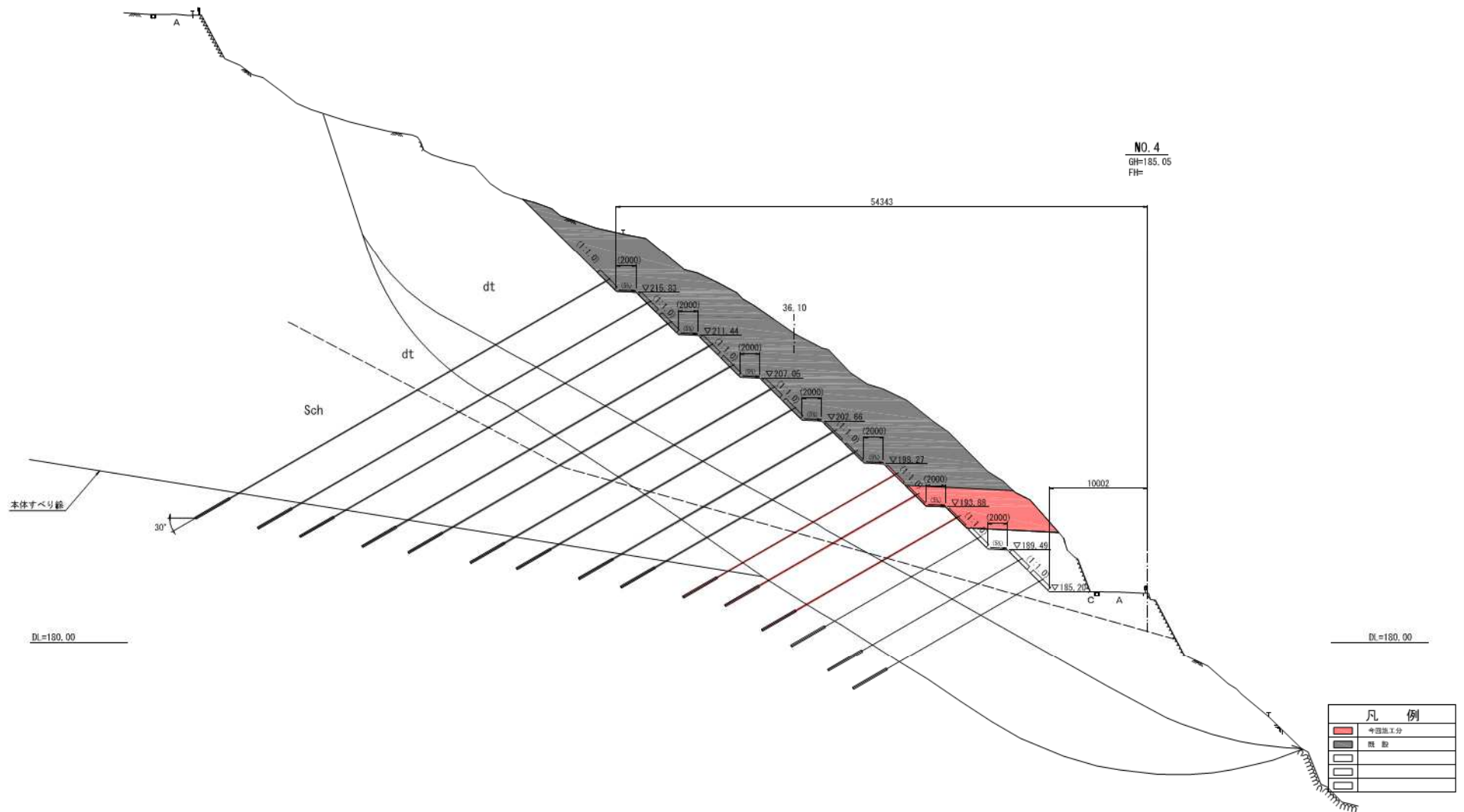
工 事 名	R7 緑ヶ岡地区アンカー工事		
図 面 名	法面工 平面図		
年 月 日	令和 6 年 3 月 日	図 面 番 号	1.3 更之角 2
製 尺	1:250	製 尺	1.3 更之角 2
委 託 名	国土交通省 利根川水系防砂事務所		

本図面は縮小図のため
数尺は表示と異なります。

凡 例	
	今四施工分
	既 設
	
	
	

工 事 名	R7船ヶ舞地区アンカー工事		
図 面 名	法曹工 横断図 (1)		
年 月 日	令和 8 年 3 月	日	
縮 尺	1:200	図面番号	13 表之内
会 社 名			
事務所名	国土交通省 熊川川水系砂防事務所		

法面工 横断図 (2) S=1:200

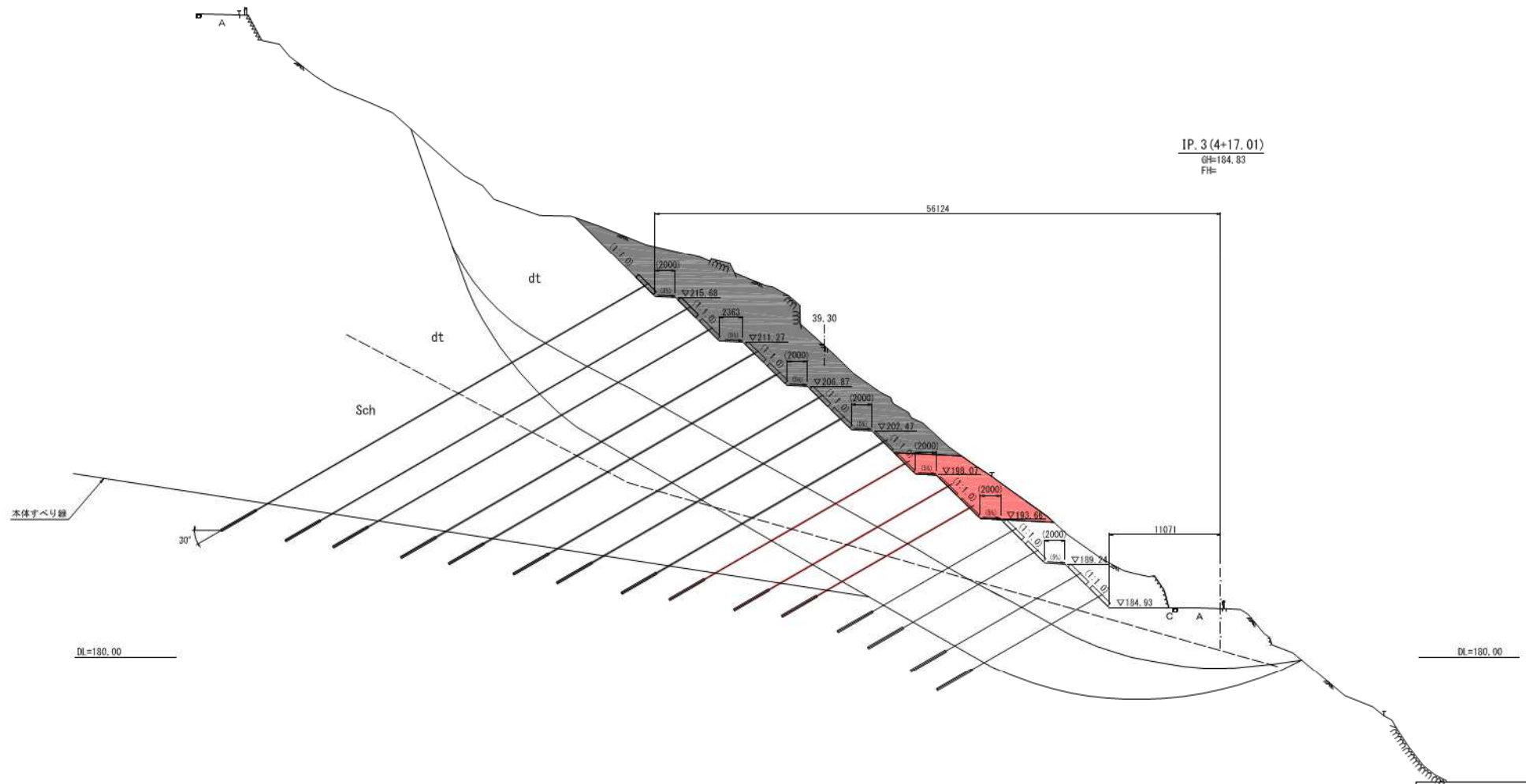


※ () 内数値は法面直交方向の値を示す

本図面は斜小図のため
断尺は表示と異なります。

工 事 名	R7期々野地区アンカー工事				
図 面 名	法面工 横断図 (2)				
年 月 日	令和 8 年 3 月	日			
断 尺	1:200	図面番号	13 表之内	5	
企 社 名					
事務所名	国土交通省 河川川水資源部事務所				

法面工 横断図 (3) S=1:200



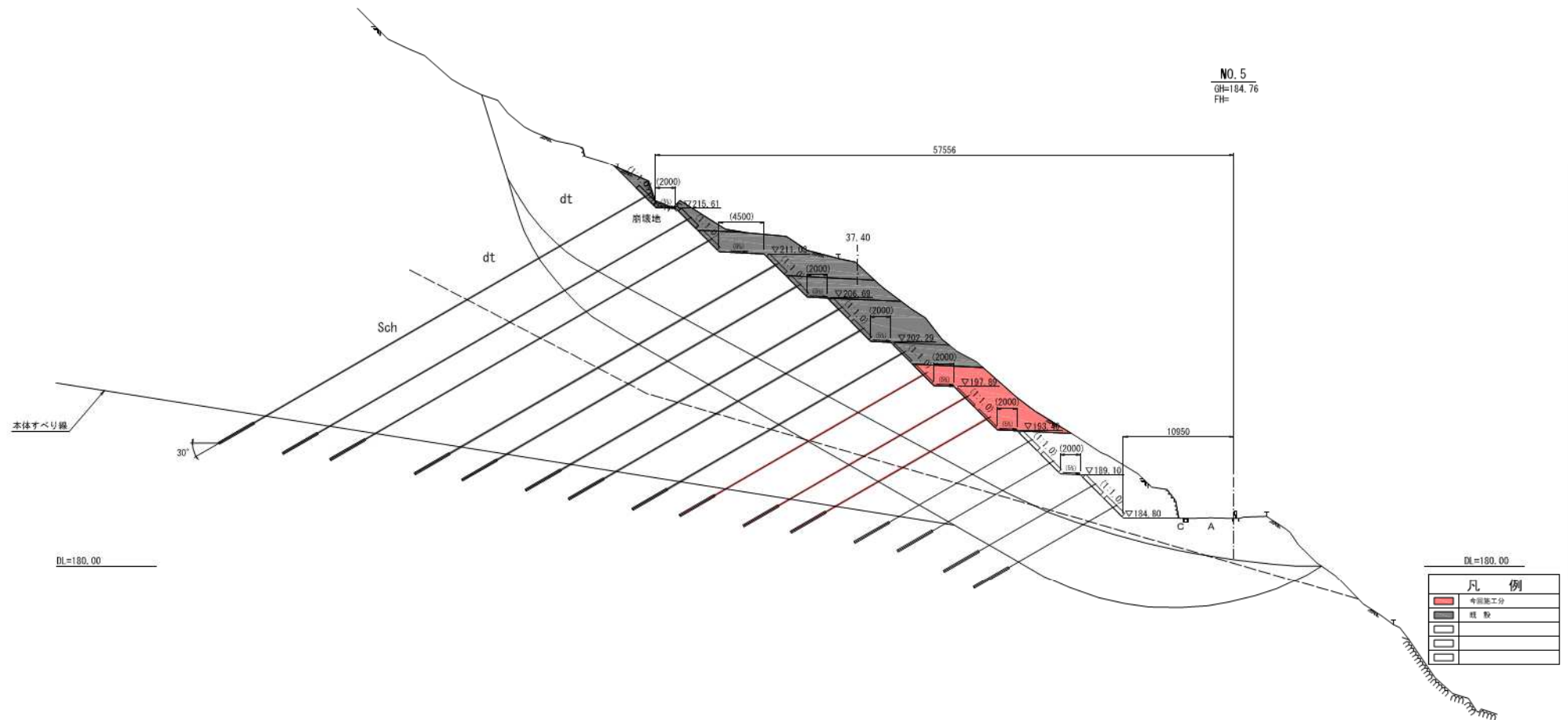
凡 例	
	今回施工分
	既 設
	
	
	

※ () 内数値は法面直交方向の値を示す

本図面は設計図のため
製図は表示と異なります。

工 事 名	R7 都心部地区アンカー工事		
図 面 名	法面工 横断図 (3)		
年 月 日	令和 8 年 3 月	日	
製 尺	1:200	図面番号	13 第2内 6
企 社 名			
事務所名	国土交通省 河川・水資源部事務所		

法面工 横断図 (4) S=1:200

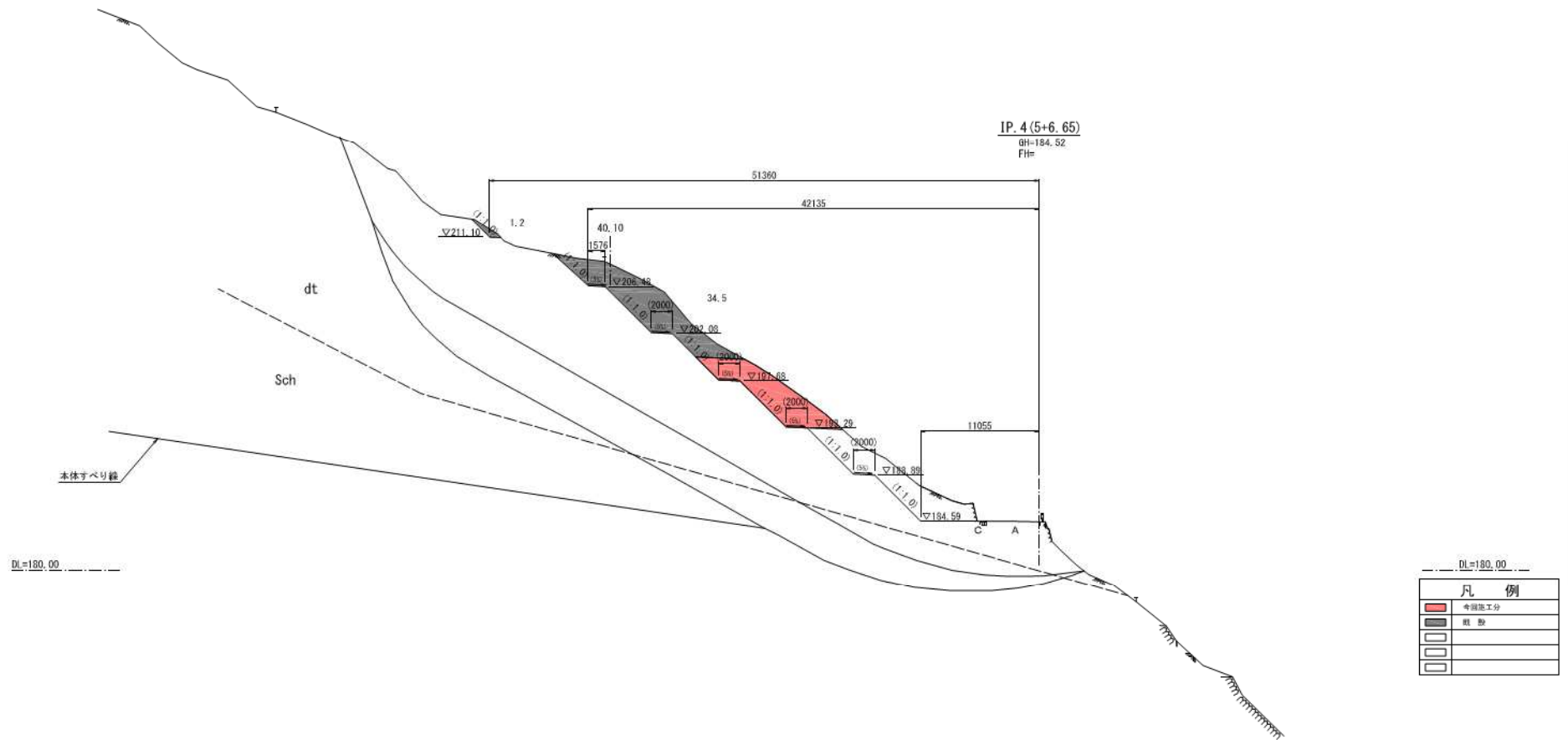


※ () 内数値は法面直交方向の値を示す

本図面は縮小図のため
数値は実寸と異なります。

工 事 名	R7郡ヶ森地区アンカー工事		
図 面 名	法面工 横断図 (4)		
年 月 日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	13 表之内 7
企 社 名			
事務所名	国土交通省 河野川本署移動事務所		

法面工 横断図 (5) S=1:200



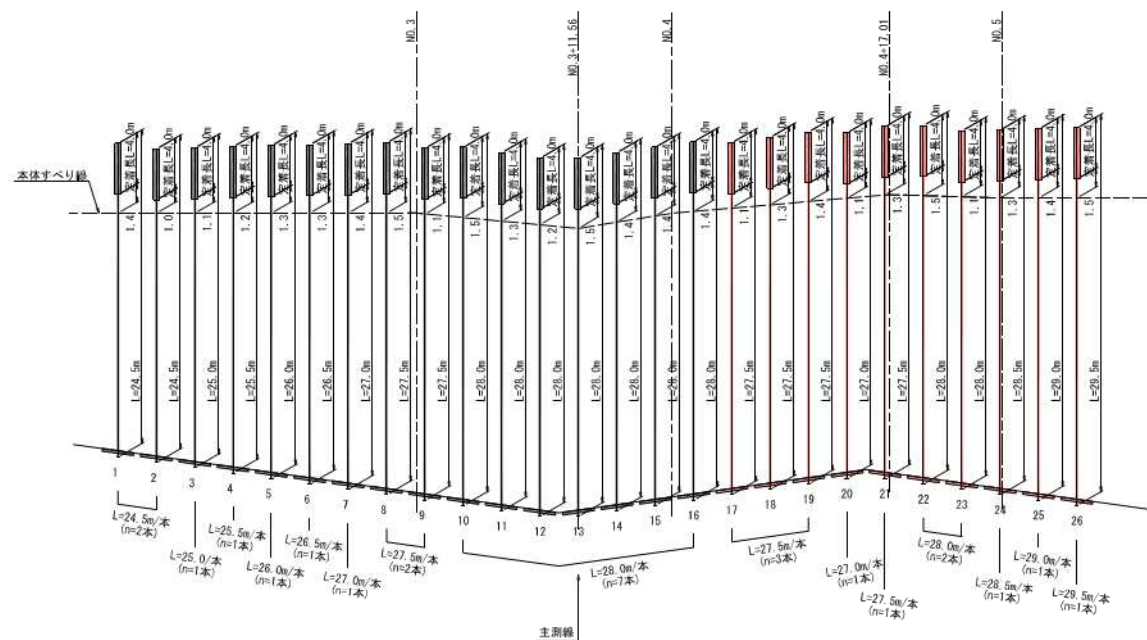
※ () 内数値は法面直交方向の値を示す

本図面は製小図のため
縮尺は表示と異なります。

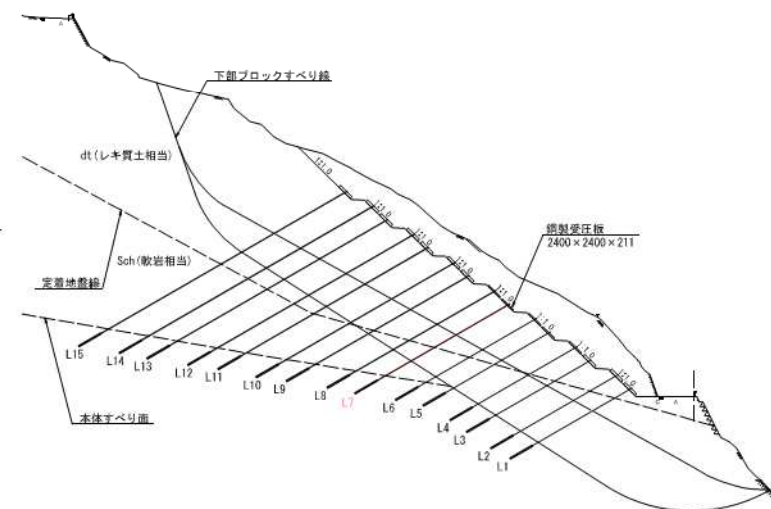
工 事 名	R7都心湾地区アンカー工事		
図 面 名	法面工 横断図 (5)		
年 月 日	令和 8 年 3 月	日	
縮 尺	1:200	図面番号	13 第2内 8
企 社 名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜川水資源部事務所		

抑止アンカー工展開図（１）

L7 展開図 S=1:200



アンカー断面図 S=1:400



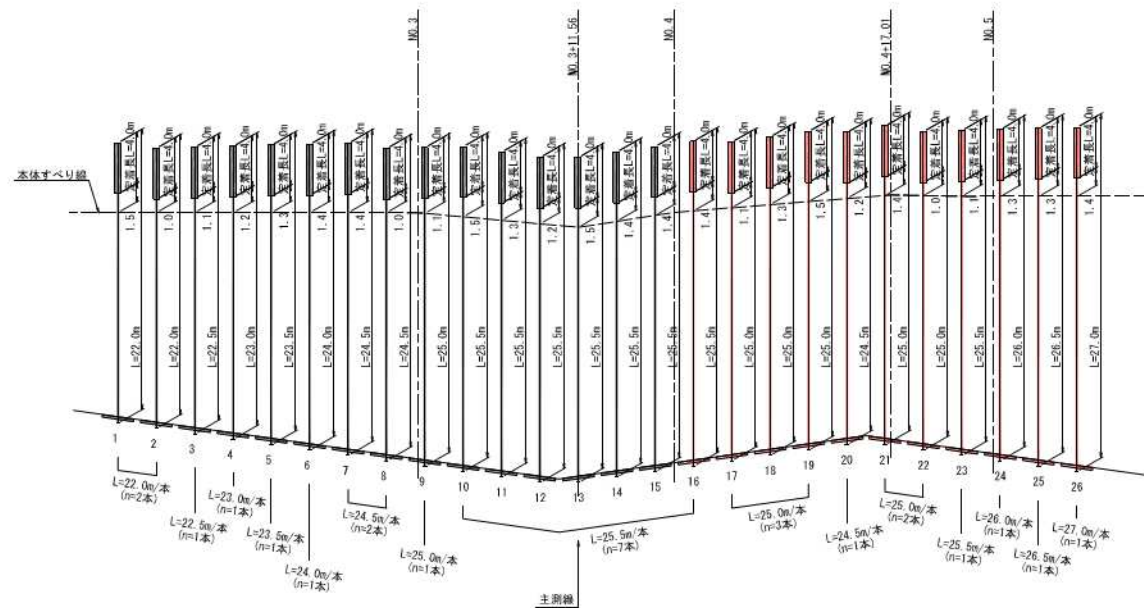
凡 例	
	中間施工分
	既 設
	
	
	

本図面は縮小図のため
数値は表示と異なります。

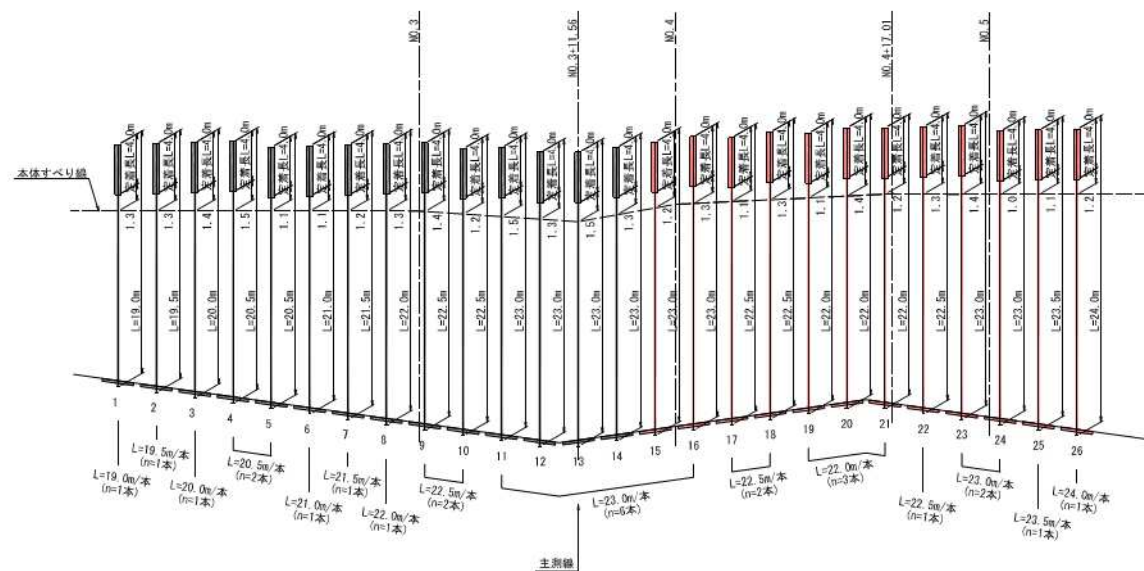
工 事 名	R7船ヶ山地区アンカー工事		
図 面 名	抑止アンカー工展開図（１）		
年 月 日	令和 8 年 3 月	日	
製 尺	図示	図面番号	13 表2内 9
企 社 名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜川水源移動事務所		

抑止アンカー工展開図（2）

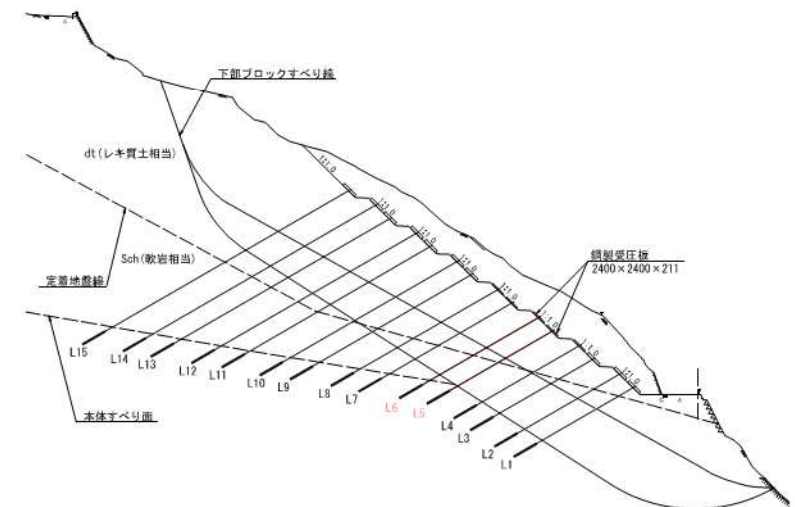
L6 展開図 S=1:200



L5 展開図 S=1:200



アンカー断面図 S=1:400



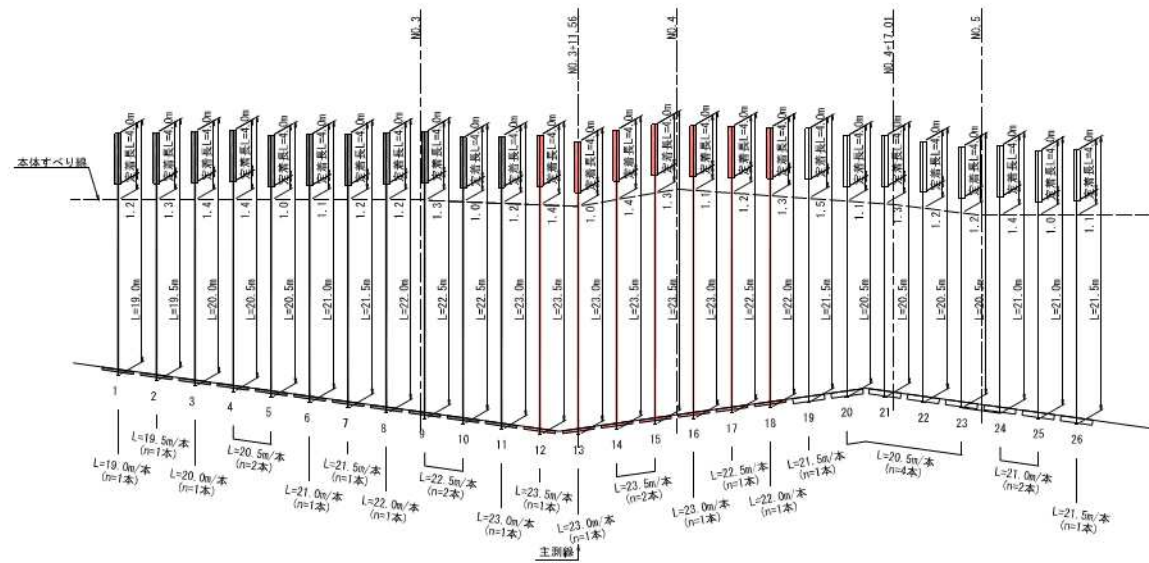
凡 例	
	中間工分
	既 設
	
	

工 事 名	R7地区開発地区アンカー工事		
図 面 名	抑止アンカー工展開図（2）		
年 月 日	年	月	日
製 尺	図示	図面番号	13 表2内 19
企 社 名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 河川・水資源部 河川課		

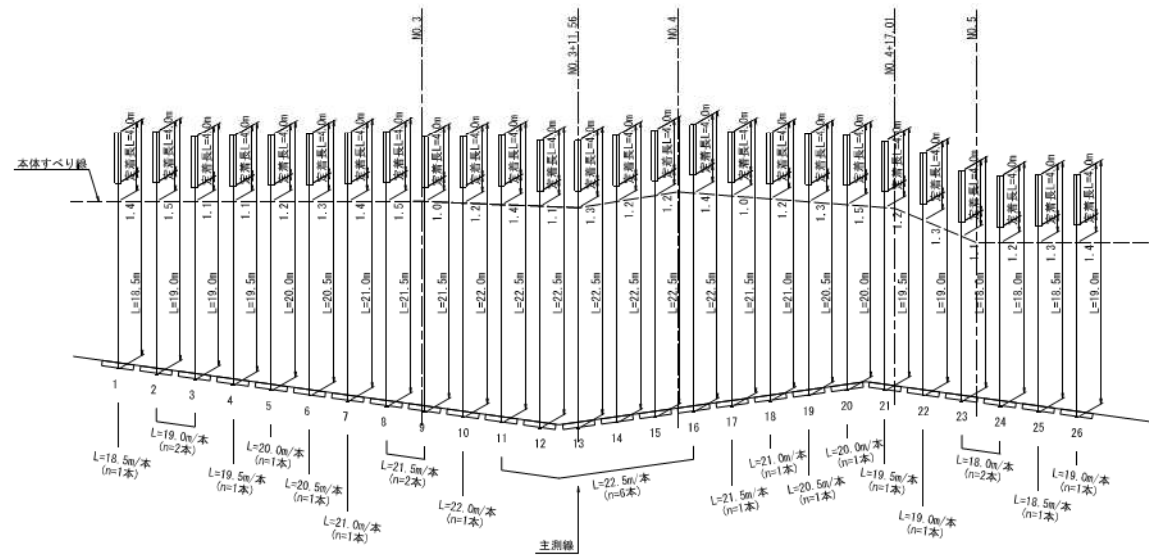
本図面は設計図のため
製尺は表示と異なります。

抑止アンカー工展開図（3）

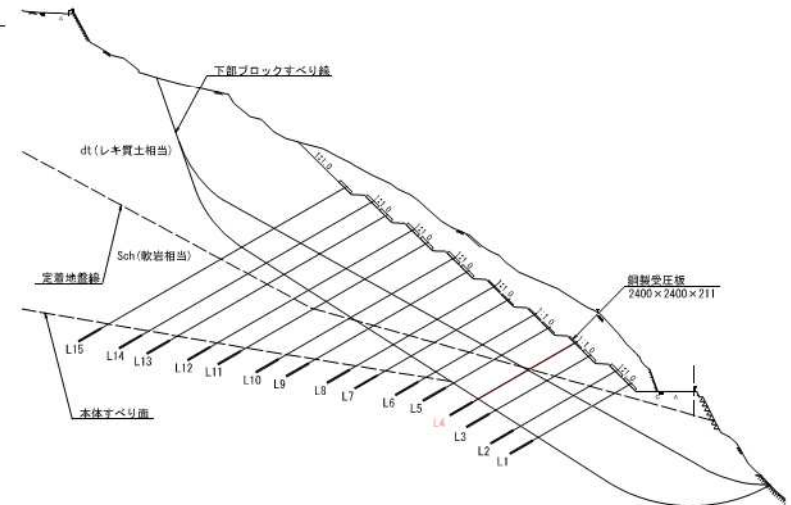
L4 展開図 S=1:200



L3 展開図 S=1:200



アンカー断面図 S=1:400



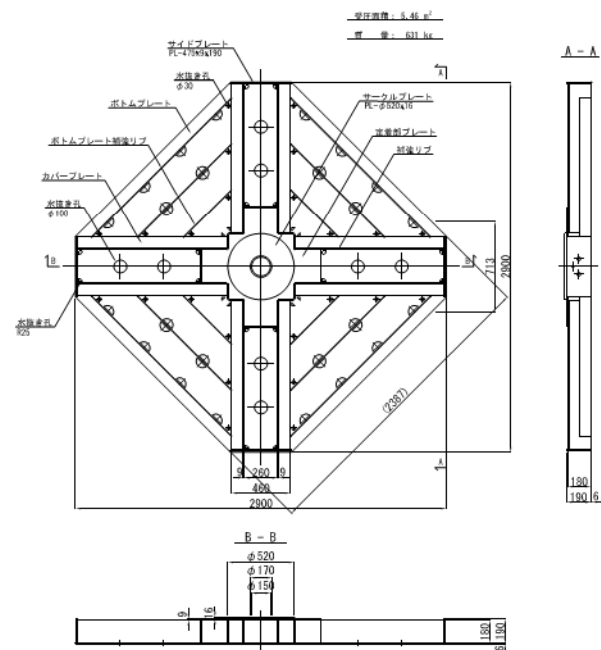
凡 例	
	中鋼筋工分
	鋼 筋
	
	

工 事 名	R7船ヶ山地区アンカー工事		
図 面 名	抑止アンカー工展開図（3）		
年 月 日	令和 8 年 3 月	日	
製 尺	図示	図面番号	13 表2内 11
企 社 名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜川水基移動事務所		

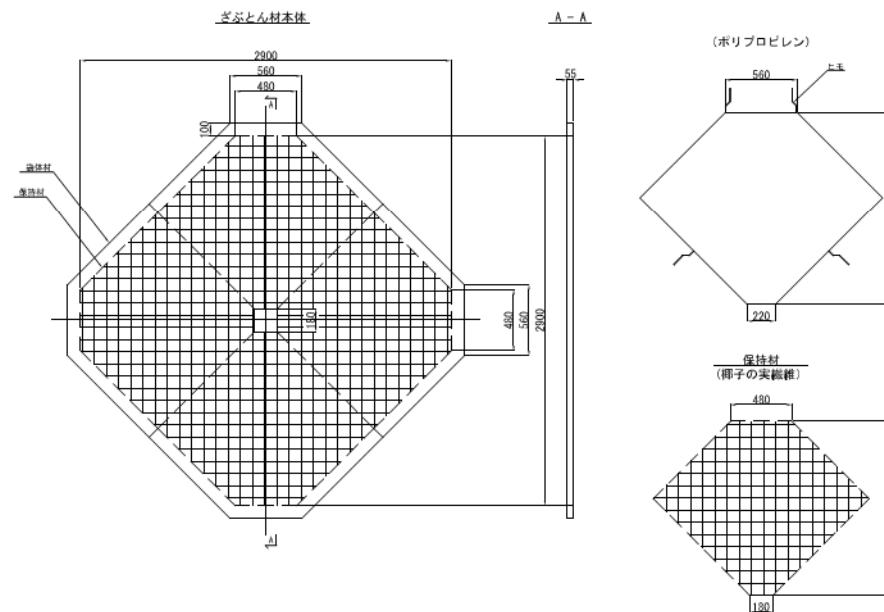
本図面は設計図のため
製尺は表示と異なります。

S=1:20

鋼製受圧板構造図



ざぶとん材構造図



凡 例	
☐	今国施工分
☐	
☐	
☐	
☐	

工 事 名	R7 越ヶ野地区アンカー工事		
図 面 名	受任履歴地図		
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
起 尺	1:20	図面番号	13 号之内 1
会 社 名			
事務所名	国土交通省 新潟川水系砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。